

令和6年度 「カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金」 公募要領

※本事業は、「企業版ふるさと納税制度」を活用した寄附金を財源にしています。
このため、本事業への寄附金が納付された場合のみに事業化される停止条件付きの公募
です。寄附金の納付がない場合は、申請を公募したに留まり、いかなる効力も発生しませ
ん。

大阪府では、2025年大阪・関西万博（以下「万博」といいます。）の機会を活かし
て、カーボンニュートラルに資する最先端技術^(注1)の開発・実証にチャレンジする企業
を後押しする「カーボンニュートラル技術開発・実証事業」を実施します。

このたび、万博での披露^(注2)をめざし、大阪府域で行うカーボンニュートラルに資す
る最先端技術を用いた最終製品・サービスの開発及び実証の取組み（以下「補助事業」
といます。）を本要領により公募します。

(注1) カーボンニュートラルに資する最先端技術とは、2022年4月に公益社団法人2025年日
本国際博覧会協会（以下「協会」といいます。）が、万博の脱炭素・資源循環に関する目指す
べき方向性及び対策についてとりまとめた「改定版〈EXPO 2025 グリーンビジョン〉」
の「4. 核となる対策の候補」のうち、エネルギー、運営及び会場整備に関する技術（巻末
に抜粋掲載）を主に想定しています。

(注2) 万博での披露とは、万博開催期間中に、大阪府域において、カーボンニュートラルに資する
最先端技術を用いた最終製品・サービス（製品やサービスの一部を構成する部品または付属
品にとどまるものを除きます。）の開発及び実証の成果を広く知らしめるよう、実装、実証ま
たは展示を行うことをいいます。実装・実証の現場の見学受入れ、または技術を適用した製
品や設備そのものの展示による披露を原則としますが、衛生面や安全管理面など特段の事情
がある場合は、デモ機や映像による発表の場を設けるなどで代替することも可能です。

【ご注意ください】

○万博での披露に関して、参考となる取組みのご紹介

1)大阪ヘルスケアパビリオンへの参加をめざす中小企業・スタートアップ等への支援

・「中小・スタートアップ出展企画推進委員会（公益財団法人大阪産業局と大阪商工会議所が共
同設置）」は、「展示・出展ゾーン」への参加をめざす大阪の中小企業・スタートアップ等を支
援する事業企画を「リボンチャレンジ」として認定し、一部企画について募集を行っていま
す（詳細は大阪ヘルスケアパビリオン「展示・出展ゾーン」のホームページでご確認下さい。
<https://osaka2025.site/>）。

2)大阪で実証実験を希望する事業者を募集、ニーズに適した実証場所を調査・調整

・実証事業推進チーム大阪（大阪府、大阪市、大阪商工会議所で構成。事務局：大阪商工会議所）
では、万博を見据えて、大阪での実証実験を希望する事業者を大阪内外から広く募り、実証実
験のニーズに適した実証フィールドを調査・調整しています。

○なお、本補助金に採択されたことをもって、協会が行う事業への参画や協会が整備する場所の提供
が確約されるものではありません。協会との連携が必要な場合は、技術開発の進捗の確認など調整
を行った上で、協会が決定します。また、万博での披露に関し、府や協会が費用を負担する、又は
事業を引き継ぐものでもありません。

1 事業の趣旨

カーボンニュートラルの実現は、既存技術の普及・改良にとどまらない、イノベーションの創出が不可欠であり、協会が策定した「基本計画」では、「未来社会の実験場」のコンセプトのもと、万博でカーボンニュートラルを体現していくこととされています。

世界的なイベントである万博の機会を活かして、カーボンニュートラルに資する最先端技術を用いた最終製品やサービスを披露し、技術の実用性や利活用の効果などを広く発信することで、社会への実装やビジネス化に向けた取組みを促進することに加え、材料や部材等の技術開発や事業化などにおける、府内中小企業^(注3)等のビジネスチャンスの創出・拡大へと波及させ、大阪のさらなる成長や脱炭素社会の実現につなげていくことを狙いとしています。

社会にインパクトをもたらすとともに、万博後に府内中小企業を巻き込んだビジネス展開につながる、チャレンジングな取組みの応募をお待ちしています。

なお、応募の前に、本要領の他「カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」といいます。)もご確認ください。

(注3) 府内中小企業とは、主たる事業所が大阪府内にある中小企業をいいます。

2 公募する補助事業の内容

(1) 対象となる補助事業

万博での披露をめざして、大阪府域で行うカーボンニュートラルに資する最先端技術を用いた最終製品・サービス(部品及び付属品を最終製品・サービスとするものを除きます。)の開発及び実証の一部又は全部とします。

また、技術開発・実証を行う場所が府域で完結する必要はありませんが、大阪府外に及ぶ場合は、主たる技術開発・実証の場所が府域であるものに限りです。なお、補助事業は、法令順守により実施されることを前提とします。



補助事業に期待するポイントは次のとおりです。詳細は、「7 審査」をご確認ください。

<事業目標の有効性と実現性>

- ア 令和6年度事業目標の有効性、事業内容の妥当性
- イ 万博での披露の有効性
- ウ 万博での披露の達成可能性

<2025年頃における社会的インパクト>

- エ 技術の新規性・優位性
- オ 当該事業に係る技術による温室効果ガス削減効果
- カ 当該技術の開発・実証にかかる府内中小企業との連携度

<将来における社会的インパクト>

- キ 当該技術の市場優位性（普及見込み）、普及による温室効果ガス削減効果（定量化できるものに限ります。）
- ク 今後のビジネス展開における府内中小企業のビジネスチャンス創出・拡大への貢献度（府内中小企業との取引展開を含みます。）

<経済性・有効性>

- ケ 費用対効果

(2) 補助金額、補助率

ア 補助金額

事業1件につき、1億5千万円を上限とし、1千万円を下限とします。通貨は日本円とします。

イ 補助率

補助対象経費（後述の「4 補助対象経費」の表1のとおりです。）の3分の2に相当する金額以内です。

【留意点】

大阪府の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、精査等の結果、申請された補助金交付希望額から減額して交付決定する場合があります。

(3) 他の補助金等との関係

同一の技術開発・実証の取組みを他の補助金や助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。

上記の補助金や助成金等に申請中又は申請する予定がある場合は、応募の際、事業計画書にその旨の記載が必要です。

3 補助事業の実施主体（応募できる方）

(1) 補助事業の申請者

申請者は、次のア又はイのどちらかに限ります。

ア 営利企業^(注4)

- イ 申請時点で営利を目的とする事業を営んでおらず、補助金の交付決定までに創業を計画している者（以下「営利企業計画者」といいます。）

補助事業を複数の営利企業や大学・研究機関等と共同して行うことができますが、その場合、代表者を決めていただくとともに、代表者が代表して申請書を提出していただき、補助金の交付はこの代表者に対して行います。当該代表者は、補助事業の一部又は全部を自ら行い、当該事業により財産を取得する場合はその財産を取得する営利企業に限ります。

なお、共同して事業を行う場合において、申請者以外の営利企業を「共同事業者」、営利企業以外の事業者（大学・研究機関等）を「協力事業者」とします。

(注4) 営利企業とは、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいいます。

(2) 応募資格・審査要件

社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次に掲げる者は、応募することができません。補助事業を共同で行う場合は、申請者である代表者だけでなく、「共同事業者」及び「協力事業者」を含むすべての事業者のうちの1者でも該当する場合は、応募することができません。

- ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- ウ 宗教活動や政治活動、国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を目的にしている者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- オ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- カ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

また、次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

- キ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ク 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ケ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、表のとおりです。

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

開発・実証の内容やCO2削減等の効果をわかりやすく伝えるために必要な、装置やモデル等の企画設計・製作、稼働や展示・発信に要する費用(万博会期中に稼働や展示等を行うものを含む。)は、「開発・実証費」として計上できます。

また、補助金の額の算定にあたり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

表 補助対象経費

経費区分	細目	補助対象経費の内容
開発・実証費	開発・実証事業費	原材料費、消耗品費、機械装置又は工具・器具の購入・試作・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、外注加工費、実証実験に係る経費、市場調査等に要する経費
	開発・実証委託費 (補助事業者ごとに開発・実証費の2分の1以内、留意点イ参照)	共同研究費、研究開発、実証実験の一部を委託する経費

	開発・実証事務費	企業・共同研究機関・外部有識者等への謝金・旅費、資料購入費、通信運搬費、その他経費
直接人件費	—	開発・実証（試作・改良・据付け・保守又は修繕にかかる作業）に直接従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費（人件費単価は、原則として、経済産業省大臣官房会計課において作成し公表される令和6年度適用の等級単価一覧表に基づき算定します。留意点ウ参照。 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)
試験分析費	—	第三者評価が必要な場合に第三者に対し支払うデータ収集、試験分析、評価等に係る経費

【留意点】

ア 補助の対象外となる経費

借入れに伴う支払い利息、公租公課、土地・建物の取得に係る経費、手数料及びこれに類する費用、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、資格・認可等取得のための書籍購入費および試験・申請費等、汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入費用（※）、販売促進費用、委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費（※）、補助事業者が本事業の実施に関して他者に損害を与えた場合に要する費用（原状回復や損害賠償等にかかる経費）、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。また、交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。

（※）ただし、当該研究開発・実証に必要な不可欠なものであることが認められる場合は、補助対象とすることがあります。

イ 外部委託の制限

補助事業は、応募事業者が主体となって実施していただく必要がありますので、「**開発・実証委託費の補助額は、開発・実証費の補助額の2分の1以内**」つまり、「**開発・実証委託費のうち、他の開発・実証費（開発・実証事業費及び開発・実証事務費）の合計を上回る金額は補助の対象外**」という制限を設けています。共同して補助事業を行う場合は、補助事業者ごとにこの制限がかかります。

例えば、開発・実証委託費が600万円、他の開発・実証費（開発・実証事業費及び開発・実証事務費）の合計金額が400万円の場合、開発・実証委託費のうち400万円は補助の対象となりますが、残りの200万円は対象外となります。

ウ 直接人件費にかかる人件費単価

日給制、時給制など、経済産業省大臣官房会計課において作成し公表される等級単価一覧表を適用することが合理的でない場合は、当該表の労務費単価（円/時間）の最高額を上限として、それぞれ以下のとおり適用します。

- ①日給制：日給額を所定労働時間で除した単価（1円未満切捨て）
- ②時給制：時給額
- ③その他：給与額を所定の労働時間で除した単価（1円未満切捨て）

エ 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないことから、補助事業者自身（共同で補助事業を実施する場合における代表事業者・共同事業者・協力事業者からの場合を含む）、100%同一資本に属するグループ企業及び補助事業者の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の定義によります。）からの調達については、「原価」と「調達価格」のうち、低い方の額をも

って補助対象経費とします。

5 補助事業実施期間

交付決定日から令和7年3月31日（月曜日）までとします。

【留意点】

本補助金の交付は、原則として補助事業完了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業報告書をご提出いただき、大阪府においてその内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回ることがありますので、ご了承ください。

6 応募方法

(1) 応募書類の配布及び受付

ア 配布期間

令和6年3月26日（火曜日）から令和6年4月26日（金曜日）まで

イ 配布方法

産業創造課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/carbonneutral/index.html>）からダウンロードしてください（直接の受け渡し、郵送による配布は行いません。）。

ウ 受付期間

令和6年4月19日（金曜日）から令和6年4月26日（金曜日）まで

エ 提出方法

(2)の提出書類一式を、令和6年4月26日（金曜日）午後6時必着で、以下の宛先に郵送してください。

また、提出書類をご持参いただくことが可能な場合は、以下の宛先に令和6年4月26日（金曜日）午後6時までに、直接ご持参ください。

<宛先>

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 産業創造課 グリーンビジネスグループ
「令和6年度 カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金」担当者宛て

住所：〒559-8555

大阪市住之江区南港北1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

※ 提出書類発送時に、必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。

また、提出書類をご持参される場合は、必ず事前に、来庁日時を電話でご連絡いただくようお願いいたします。

（ご連絡は、土日・祝日を除く、午前9時から午後6時まででお願いします。）

<電話番号> 06-6210-9295

※ 提出書類の到達の確認後、補助金交付申請書（交付要綱様式第1号、事業計画書含む）の電子データのメール送付を、府から申請者（代表者）の担当者のメールアドレスあてに依頼しますので、依頼連絡を受けた後に送付ください。

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 提出書類

補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）に、次のアからカまでの書類を添付してご提出ください（複数の事業者が共同で補助事業を実施する場合には、代表者に加え、すべての共同事業者及び協力事業者についてご提出をお願いします）。

- ア 法人の場合は、登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3か月以内のもの）
ただし、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び地方独立行政法人の場合は不要
個人の場合は、開業届出の写し及び印鑑証明書（3か月以内のもの）
営利企業計画者の場合は、上述の書類に類する書類（予定名称、代表者・役員就任予定者氏名、主たる予定事業所の所在地を記載したもの）
 - イ 直近2年間分の決算関係書類（財務諸表、個人事業主の場合は所得税確定申告書）
国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人及び営利企業計画者の場合は、不要
 - ウ 「3 応募資格・要件」(2)ア及びイに係る納税証明書（次のa及びb）
 - a 府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額がないこと」の証明書
 - b 税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書
 - エ 事業や法人の紹介パンフレット等
営利企業計画者の場合は、創業する事業の内容を示した書類
 - オ 要件確認申立書（交付要綱様式第1-2号）
 - カ 暴力団等審査情報（交付要綱様式第1-3号）
- ※ 提出部数について、補助金交付申請書（事業計画書及びその添付書類を含みます。）、添付書類イ及びエは、各2部提出してください。 添付書類ア、ウ、オ及びカは、各1部を提出してください。 また、アの登記簿謄本、現在事項全部証明書及び印鑑証明書並びにウは、原本が必要です。 それ以外の書類はコピーも可とします。提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。
- ※ 提出書類カの記載内容については、大阪府補助金交付規則（以下「規則」といいます。）第4条第2項第3号の規定に基づき添付いただくもので、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部へ提供することがあります。

(3) 本事業の説明会

ア 公募説明会

産業創造課ホームページにてYouTube配信により行いますので、申請をご検討の方は、可能な限りご視聴をお願いします。

[日時] 令和6年3月26日（火曜日）午後2時から同年4月26日（金曜日）午後6時まで

[URL] <https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/carbonneutral/index.html>

イ 事業者説明会

本事業の周知促進を図るため、経済団体や金融機関などの産業支援機関、大学等研究機関、国・地方公共団体に対して、個別に事業説明を行う場合があります。

(4) 質疑応答

質問は、大阪府行政オンラインシステムにて受け付け、後日、産業創造課ホームページにて質問内容及び回答を公開します。事業説明会や報道機関への対応を除いて、対面、電話、メール等での対応はいたしません。なお、事業説明会や報道機関への対応の中で生じた、共有すべき質問・回答については、同様に産業創造課ホームページにて質問内容及び回答を公開します。

[質問受付期間] 令和6年3月26日（火曜日）午後2時(説明会YouTube配信開始日時)から
令和6年4月12日（金曜日）午後6時まで

- [質問方法] 大阪府行政オンラインシステムによりご質問ください。
(<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/61d18d4e-f11f-4897-854e-954f3e5b9a5a/start>)
- [回答方法] 質問への回答は産業創造課ホームページ
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/carbonneutral/index.html>) に掲示し、個別には回答しません。

(5) 応募の取下げ

応募後に他の補助金や助成金等の交付を受けることが決定した等の理由により、応募を取り下げる場合は、書面により届け出てください。15ページに、取下届出書例を掲載しておりますので、参考にしてください。

7 審査

(1) 審査方法

専門家により構成された審査会を令和6年6月中旬（予定）に開催し、応募企業から事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。

ただし、応募件数が10件を超えた場合は、書類審査及びプレゼンテーション審査の二段階審査とし、専門家による書類審査を通過した申請のみがプレゼンテーション審査に進むこととします。

書類審査・プレゼンテーション審査ともに、下記の審査項目を中心に審査します。ただし、補助事業の遂行に懸念がある場合（法令上の制約等により客観的に事業遂行が困難と見受けられる場合や、事業実施体制に比較して事業規模が過大と見受けられる場合など）は、審査項目の評価に関わらず、採択しないものとします。

また、審査にあたっては、秘密保持を前提に、大学等研究機関や産業支援機関等に所属する外部有識者に、事業計画について助言をいただくことがあります。

■審査項目

審査項目及び審査項目ごとの配点は、次のとおりです。

<事業目標の有効性と実現性>

ア 令和6年度事業目標の有効性、事業内容の妥当性 【15点】

令和6年度の事業目標が、万博での披露と社会実装に向けたプロセスまたは到達点として有効かつ適切であり、十分高い目標か

イ 万博での披露の有効性 【10点】

技術を長期にわたり直接かつわかりやすく見せるなど、効果的に発信する方法を目指しているか

ウ 万博での披露の実現可能性 【15点】

当該技術の実用性や実現可能性について課題や技術開発要素等を整理し、2025年までのマイルストーンを的確に設定した上で、具体的かつ合理的な解決策及び実装・実証・展示の実現に向けた方途を構想しているか（解決策について調整中の場合は、その旨を明記してください。）

※本補助金に採択されたことをもって、協会が行う事業への参画や協会が整備する場所の提供が確約されるものではありません。協会との連携が必要な場合は、技術開発の進捗の確認など調整を行った上で、協会が決定します。

<2025年頃における社会的インパクト>

エ 技術の新規性・優位性 【20点】

技術的革新性若しくは優位性又は経済的優位性があるか

オ 当該事業に係る技術による温室効果ガス削減効果

【10点（本審査項目は、相対評価とします。ただし、算定根拠が技術的な妥当性を欠く場合は、減点します。また、定量的な削減効果を定性的なものよりも評価します※¹。）】

当該技術の万博での披露の段階におけるスコープ1～3※²のそれぞれの温室効果ガス削減量等（定量不可能な場合は、その旨明記の上、定性的な削減効果を記載してください。算出にかかる排出係数は、算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧（環境省）※²を用いてください。）

（※1）技術分類が3 R及びCO₂ 回収・利用の事業を除き、スコープ3は定性的な削減効果のみでも定量的な効果と同等に評価します。

（※2）スコープ1～3の説明及び排出係数の参照先は、様式第1号別紙の事業計画書の注釈を参照してください。

カ 当該技術の開発・実証にかかる府内中小企業との連携度

【最大加算点：4点（本審査項目は、必須項目でなく、加点項目です。）】

当該技術の開発実証費に占める府内中小企業の事業費の割合（ただし、据付工事など、技術開発に附随する事業よりも、最先端技術の開発・実証事業そのものへの関与の度合いが強い場合をより評価します）。なお、この項目は、申請者又は共同事業者が府内中小企業である場合のほか、府内中小企業へ外部発注する場合も評価の対象とします。

<将来における社会的インパクト>

キ 当該技術の市場優位性（普及見込み）、及び普及による温室効果ガス削減効果（定量化できるものに限り、）

【10点（温室効果ガス削減効果については、相対評価とします。ただし、算定根拠が技術的な妥当性を欠く場合は、減点します。また、定量的な削減効果を定性的なものよりも評価します※。）】

当該技術について想定される普及の年次、適用される事業やビジネスの範囲、代替される既存技術の範囲等、及び普及段階に至った時点において想定される温室効果ガス削減効果（温室効果ガス削減効果は、スコープ1・2（技術分類が3 R及びCO₂ 回収・利用の事業にあってはスコープ1～3）のそれぞれの算定根拠を明示してください。）

（※）技術分類が3 R及びCO₂ 回収・利用の事業を除き、スコープ3は定性的な削減効果のみでも定量的な効果と同等に評価します。

ク 今後のビジネス展開における府内中小企業のビジネスチャンス創出・拡大への貢献度（府内中小企業との取引展開を含みます。） 【10点】

当該技術を活用した製品やサービスにかかるサプライチェーン又は提供先（ビジネス展開において想定される府内中小企業との取引内容等）の想定が現実的か、また、市場拡大により府内中小企業が広く直接的・間接的な恩恵を受けるか、及びその恩恵の程度

<経済性・有効性>

ケ 費用対効果 【10点】

令和6年度の事業の経費の妥当性や、事業費に対する2025年頃及び将来における社会的インパクト

(2) 審査結果

審査の結果については、令和6年6月下旬（予定）に書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 採択事業の公表

採択された補助事業については、令和6年6月下旬（予定）に、企業名、計画名称、事業計画概要（万博で披露する内容、補助対象年度の事業目標、万博後の府内中小企業を巻き込んだビジネス展開等）を大阪府ホームページにて公表します。企業名の公表に際し、補助事業を共同して行う場合は、代表者だけでなく、すべての事業者名（共同事業者及び協力事業者を含みますが、委託先は含みません。）を公表します。

また、補助期間中の事業の遂行状況や事業完了後の事業目標に対する成果（事業完了後5年間の事業化等報告を含みます。）を産業創造課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/carbonneutral/index.html>)にて公表します。

8 採択後の手続き等

(1) 採択後のスケジュール

採択後、補助事業者を対象とした説明会を実施します。

府は、補助事業実施期間中、原則として令和6年8月～令和7年3月の各月の上～中旬に、前月末までの補助事業の執行に係る(6)の表に掲げる経費支出根拠資料の現地確認を行います（共同で事業を行う場合は、共同事業者、協力事業者に係る書類も含めて、代表者の事務所等において実施）。

また、府は、設備の整備状況や開発・実証等の実施状況について、随時、現地確認を行います。

(2) 補助事業の経費区分の金額の変更又は事業内容の変更

以下に該当する場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。

ア 補助事業の経費区分の金額の変更（2割を超えて増減する場合）

イ 事業内容の変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除きますが、軽微な変更にあたるか否かは、大阪府が判断しますので、必ず事前にご相談ください。）

(3) 事業途中での中止や廃止

真にやむを得ない場合以外は認められません。

(4) 状況報告

補助事業の遂行状況についてご報告いただくため、令和6年12月16日（月曜日）までに補助事業遂行状況報告書を提出していただきます。ただし、補助事業を令和6年11月30日（土曜日）までに完了した場合は提出の必要はありません。

(5) 実績報告

補助事業の実施結果についてご報告いただくため、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和7年4月10日（木曜日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書及び経費支出根拠資料（下表参照）を提出していただきます。

経費区分（細目）	経費の内容	経費支出根拠資料（例）
開発・実証費 （開発・実証事業費）	原材料費、消耗品費、機械装置又は工具・器具の購入・試作・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、外注加工費、実証実験に係る経費、市場調査等に要する経費	仕様書、見積書、請求書、納品書、領収書または支払記録（通帳の写し等）、発注に係る競争入札の記録（競争に付さなかった場合は当該付さなかった理由書）
開発・実証費 （開発・実証委託費）	共同研究費、研究開発、実証実験の一部を委託する経費	委託に係る競争入札の記録（競争に付さなかった場合は当該付さなかった理由書）、共同研究・委託契約書、請求書、領収書、共同研究成果・委託業務報告書
開発・実証費 （開発・実証事務費）	謝金	従事内容報告（対象者役職・氏名、従事内容、実施日時、謝金額等を記載）、領収書
	旅費	出張・旅行内容報告（氏名、旅行日、旅程、交通費、旅行目的、結果等を記載）、宿泊・航空券・特急券またはこれらを含む旅行代金領収書
	資料購入費、通信運搬費、その他経費	見積書、請求書、納品書、領収書または支払記録（通帳の写し等） ※支払対象に補助対象外の費用が含まれる場合に、補助対象経費の内訳不記載の書類である場合は対象外
直接人件費	研究開発・実証に直接従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費	実施体制別の従事者名簿（所属、職階、業務分担、健保等級等を記載）、健保等級証明書、従事状況記録（日時、従事内容等を記載）、人件費計算書
試験分析費	第三者評価が必要な場合に第三者に対し支払うデータ収集、試験分析、評価等に係る経費	発注に係る競争入札の記録（競争に付さなかった場合は当該付さなかった理由書）、見積書、請求書、納品書、領収書または支払記録（通帳の写し等）、評価等結果報告書

注）本表に示した資料以外にも必要に応じて資料の提出を求めることがあります。

(6) 契約等

発注等の契約は、最も経済的かつ合理的である必要があります。このため、原則として、複数の者から見積書を徴収し、比較検討する必要があります。この場合において、1件あたり一定の金額（税込み金額。府が一連の契約とみなす他契約がある場合は、その合計見込額）の契約をしようとするときは、次表のとおり複数の見積りを徴収してください。

ただし、発注予定の業務の特性により、履行できる者が限定される場合など、上述の数の見積りを徴収することが合理的でないと府が認める場合は、この限りではありません。

契約等	見積徴収の数
250万円を超える工事又は製造の請負	4者以上
160万円を超える財産の買入れ（物品購入等）	
80万円を超えるリース	
100万円を超えるその他の契約（委託役務等）	
50万円以上250万円以下の工事又は製造の請負	2者以上
10万円以上160万円以下の財産の買入れ（物品購入等）	
10万円以上80万円以下のリース	
50万円以上100万円以下のその他の契約（委託役務等）	

(7) 補助金の経理

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度の終了後10年間保存してください。

加えて、取得価額又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上(税抜)の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間の保管が必要です。

(8) 財産の管理及び処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価額が1件あたり50万円以上（税抜））を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。

(9) 実施結果を基にした事業化等報告

事業完了後5年間は、年度毎に補助事業に係る開発等の進捗状況、事業展開の状況等についての報告書を提出していただきます。

(10) 成果等の発表・PR

「7 審査」(3) 採択事業の公表に加えて、補助事業実施中もしくは事業完了後に、大阪府が主催または連携する講演会やセミナー等における開発技術の内容や成果発表、もしくは各種メディアに向けた情報提供や取材対応等をお願いする場合があります。わかりやすく効果的な情報発信が図られるよう、対応をお願いします。

また、協会や本事業への寄附者が、採択事業の内容や成果の発信等を行う場合はご協力いただきますようお願いいたします。

とりわけ、令和6年度は万博開催の前年度であり、機運醸成のためのイベントや情報発信、取材が多数実施されることが見込まれます。本事業の目的であるカーボンニュートラル最先端技術の社会実装やビジネス化につなげる上でも、万博の機会を最大限活用するべく、タイムリーかつ効果的な情報発信に取り組んでください。カーボンニュートラル技術への市民や幅広い事業者の理解を促すため、公開可能な成果情報が整理されたら積極的に公表や情報発信を行うとともに、大阪府が行うイベントや展示等、及びメディアによる発信には、積極的にご協力ください。

(11) 府の施策への協力

大阪府が運営するエネルギービジネス分野におけるオープンイノベーションを推進するための企業プラットフォームへの参画をお願いします。

9 その他

- (1) SDGsビジネスの創出・成長、市場拡大をめざす「SDGsビジネス創出支援事業」など、大阪府の他の事業との連携について、ご提案させていただく場合があります。
- (2) チャレンジ応援資金（設備投資応援融資）—DX・カーボンニュートラル型—のご案内
府内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方を対象に、設備資金（設備に付随する運転資金を含みます。）を融資するものです。ただし、DX・カーボンニュートラルに関する資金に限ります。<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/246/00115458/20setsubi.pdf>
- (3) 本補助事業の実施に伴い大阪府が事業者から取得した個人情報、以下の目的で利用します。
 - ・当該補助金の交付に係る業務での利用。
 - ・大阪府が行う調査業務等での利用。

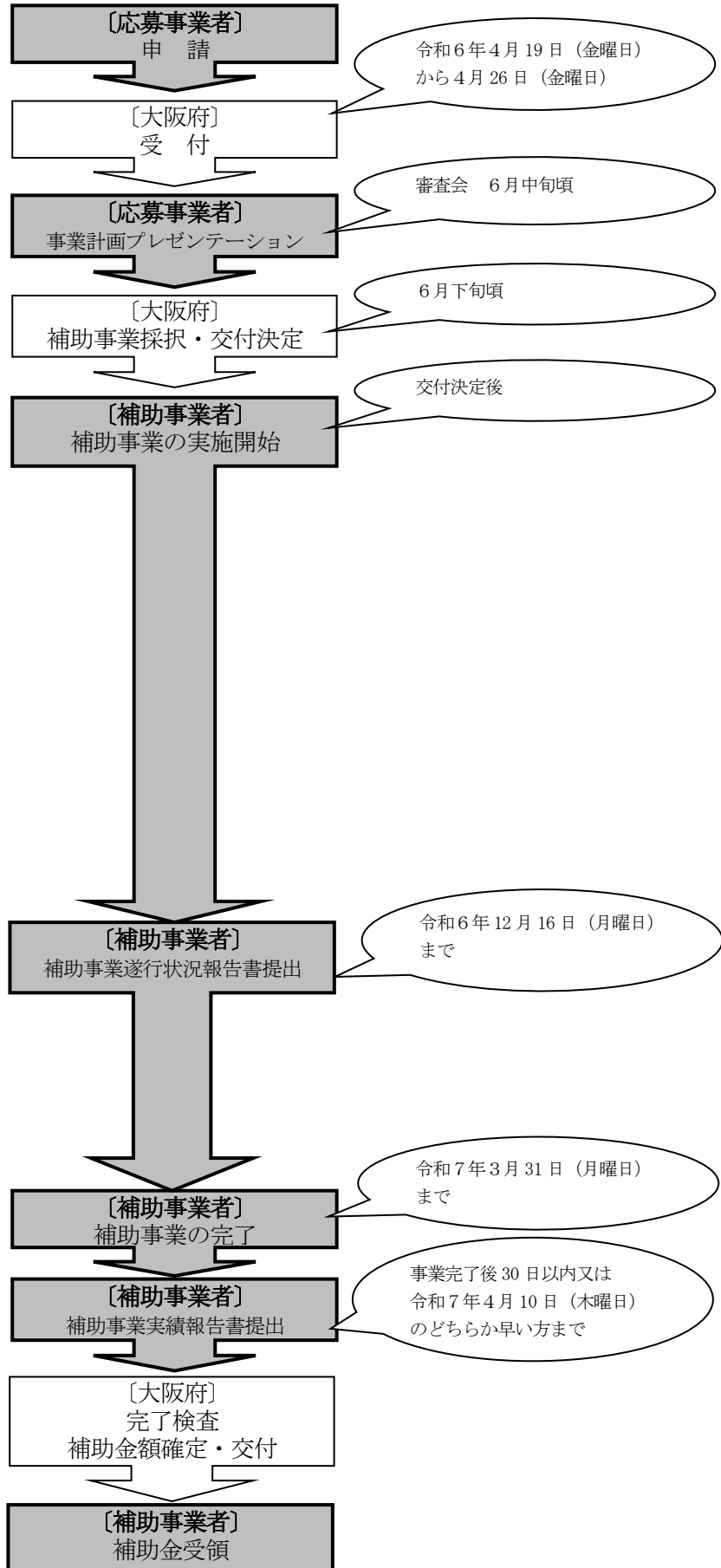
申請者の皆様へのお願い

本補助金はいわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

補助金に申請される皆様には、以下の点について充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただくようお願いします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付要綱、公募要領、ホームページ等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解ください。
2. 提出する書類や資料においては、いかなる理由があっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、当該補助金に係る交付決定の全部又は一部の取消を行うとともに、受領済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、大阪府から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合、刑事罰等の適用の可能性について、所轄警察署に相談する場合があります。

申請から補助金受領までの主な流れ（予定）



(取下届出書の例)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 名

年度 カarbonニュートラル技術開発・実証事業費補助金に係る
補助金交付申請取下届出書

年 月 日付で、カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金に係る補助金
交付申請をしましたが、下記のとおり取り下げます。

記

1 事業名

2 理由

巻末資料

【4. 核となる対策の候補（エネルギー、運営及び会場整備）】

改定版<EXPO 2025 グリーンビジョン>
(2022年4月27日 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会)

<エネルギー>

【エネルギーマネジメント・水素等】

- ・ エネルギーマネジメントシステム
- ・ 電力貯蔵
- ・ 水素発電 / アンモニア発電
- ・ 海外からの水素 / アンモニア輸送
- ・ 燃料電池（純水素型等）
- ・ 再生可能エネルギー電力からの水素製造
- ・ 水素等を燃料とする次世代モビリティ（水素等を燃料とする次世代モビリティ（FC・EVバス、FC・EV船等）や SAF（Sustainable Aviation Fuel Sustainable Aviation Fuel Sustainable Aviation Fuel）等の次世代燃料

【CO2回収・利用】

- ・ DAC+CCS
- ・ メタネーション
- ・ カーボンリサイクル技術

【再生可能エネルギー】

- ・ 再生可能エネルギー（次世代型太陽電池発電、風力発電、バイオマス発電、廃棄物発電、帯水層蓄熱、海水冷熱利用等）

<運営>

- ・ ごみゼロに資する技術・仕組み（ごみ回収×ナッジの仕組みの導入、食品提供に使用したプラスチックのリサイクル（プラ資源循環見える化）、生分解性容器のリサイクル及びバイオエタノール製造、マイボトル・マイ容器の推進等）
- ・ 食品廃棄ゼロに資する技術・仕組み（食品の需要予測、食品残渣や下水汚泥等の活用（バイオマス製造、堆肥化等）等）
- ・ ファッションロスゼロに資する技術・仕組み（ユニフォームのアップサイクル、サステイナブルファッションの推進等）

<会場整備>

- ・ 低炭素建材（CO2排出削減・固定量最大化コンクリート、木材等）
- ・ 低炭素工法
- ・ リユース・リサイクルの促進

中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- 3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。
- 4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。
- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

後援：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会



©Expo 2025